

# 栗 窪 自 治 会 規 約

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、栗窪自治会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡及び親睦に関する事
- (2) 美化清掃等区域内の環境の整備に関する事
- (3) 所有する資産及び施設の管理、運営に関する事
- (4) 自治会内外の各種団体との連絡調整に関する事
- (5) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事
- (6) 防犯、防災に関する事
- (7) 地域の将来計画の作成に関する事
- (8) その他自治会の目的達成に必要な事項

(区 域)

第 3 条 本会の区域は、伊勢原市栗窪及び同市下糟屋 3003-2 番地の区域とする。

(事 務 所)

第 4 条 本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

## 第 2 章 会 員

(会 員 等)

第 5 条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。また、第3条に定める区域に住所を有し、本会の活動を賛助する事業所等を準会員とすることができる。

(会 費 等)

第 6 条 会員(会員の世帯を1とする)及び準会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

また、会員は自治会に対し寄付を行うことが出来る。

(入 会)

第 7 条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由がなくこれを拒んではならない。

(退 会)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第 3 章 役員

#### (役員の種類別)

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 2人 (兼書記担当 1人、兼会計担当 1人)
- (3) 環境委員 2人 (内委員長 1人)
- (4) 文体委員 3人 (内委員長 1人)
- (5) 防災委員 1人
- (6) 組 長 各組 1人
- (7) 監 事 2人

#### (役員を選任)

第 10 条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長、環境委員、文体委員及び防災委員は、相互に兼ねることはできない。

#### (役員職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、自治会の出納事務を処理し、必要な書類を管理する。
- 4 環境委員は、地域の良好な環境の維持に関するを行う。
- 5 文体委員は、地域の文化体育活動に関するを行う。
- 7 防災委員は、地域の防災活動に関するを行う。
- 8 組長は組を代表し、会務に協力する。
- 9 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長及び他役員の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、臨時総会の招集を会長に請求すること。

#### (役員任期)

第 12 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第 4 章 総 会

#### (総会の種類別)

第 13 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (総会の構成)

第 14 条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 1 5 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 1 6 条 通常総会は、毎年度決算終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して文書により請求があったとき。

(3) 第 1 1 条第 7 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 1 7 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 6 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 1 8 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 1 9 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 2 0 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第 2 1 条 会員は、総会において、各々 1 個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第 2 2 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 1 9 条及び第 2 0 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 2 3 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数 (書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

## 第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 2 4 条 役員会は、監事及び組長を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 2 5 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 2 6 条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、役員<sup>2</sup>の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 3 0 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、7 日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 2 7 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第 2 8 条 役員会には、第 1 9 条、第 2 0 条及び第 2 2 条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 2 9 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 3 0 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 3 1 条 本会の資産で第 2 9 条第 1 号に掲げるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において 3 分の 2 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 3 2 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 3 3 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合

には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 3 4 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 3 5 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 規 約 の 変 更 及 び 解 散

(規約の変更)

第 3 6 条 この規約は、総会において総会員（総会に出席した会員、委任状を提出した会員、書面表決した会員、をいう。以下同じ）の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、伊勢原市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 3 7 条 本会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 3 8 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第 8 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 3 9 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委 任)

第 4 0 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会で定める。

附 則

1 この規約は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する

附 則

1 この規約は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 1 9 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

2 本会の設立初年度の会計年度は、第 3 5 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から同年 1 2 月 3 1 日までとする。

附 則

1 この規約は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する